

令和2年5月18日

児童クラブ保護者 様

益田市長 山本 浩章
(公印省略)

放課後児童クラブ令和2年4月及び5月の利用料について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブにおいても4月21日から5月6日まで閉所とさせていただいておりました。

つきましては、令和2年4月及び5月の利用料について、下記のとおり減免の対応としますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、市子ども福祉課へ連絡願います。

記

1. 利用料について…日割りとします。

区分	通常	令和2年4月・5月分
1 人 目	月額 5,500 円	1 日 220 円
2 人 目 以 降	月額 4,000 円	1 日 160 円
延 長 料 金	月額 1,500 円 (1 世帯あたり)	1 日 60 円 (1 世帯あたり)
生活保護世帯	免除	免除
準用保護世帯	月額 1,500 円	1 日 60 円

※減免にあたり、「益田市放課後児童クラブ利用料減免申請書」の提出が必要となります。

「益田市放課後児童クラブ利用料減免申請書」の提出がない場合には通常の利用料となりますのでご注意ください。なお、3 月利用料において減免申請書を提出された児童は提出の必要はありません。(提出の必要がある方のみ減免申請書と返信用封筒を同封しております。)

2. 手続きの流れ

①利用料減免申請	「益田市放課後児童クラブ利用料減免申請書」に必要事項をご記入・押印のうえ、同封しております返信用封筒で郵送にて提出してください。(5月27日(水)まで) ※クラブでの受付は行いません。
②減免の可否決定	①の申請書に基づき減免可否の決定を益田市が行います。
③利用料減免決定	「益田市放課後児童クラブ利用料減免決定(申請却下)通知書」を郵送でお知らせします。(6月初旬)
④利用料の納付について	4 月分利用料については、すでに満額納付していただいておりますので、6 月中旬に児童クラブから返金を行います。 5 月分の利用料については、6 月中旬以降から集金をさせていただきます。

※短期間での手続きとなりますが、ご協力よろしく願います。

【お問合せ先】市子ども福祉課 TEL31-1380 (担当) 炭屋・木東地